

入院患者
ご家族 各位

医療法人財団 暁 あきる台病院
院長 須甲 陽二郎

診療報酬改定のお知らせ

拝啓 新緑の候 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

2024年6月の診療報酬改定につきまして、6月1日以降の食事負担の変更について、下記の通りお知らせ致します。ご理解ご了承の程宜しくお願い致します。 敬具

記

○65歳未満の方

区分		負担額／1食あたり
一般（住民税課税世帯）		490円（460円）
住民税非課税 （低所得2）	90日以内	230円（210円）
	91日以上	180円（160円）
低所得1		110円（100円）

- ・（ ）内は2024年5月31日までの金額です。
- ・指定難病者は280円となります。
- ・「低所得1、2の方」「低所得2で91日以上長期該当の方」は、認定証の提示、またはマイナンバーでのオンライン資格確認が必要になります。

○65歳以上の方

	負担額／1食あたり		
	医療の必要性が低い方（医療区分1）	医療の必要性が高い方（医療区分2）	指定難病患者
一般（住民税非課税世帯）	490円（460円）	490円（460円）	280円（260円）
住民税非課税 （低所得2）	90日以内	230円（210円）	230円（210円）
	91日以上	230円（210円）	180円（160円）
低所得1	140円（130円）	110円（100円）	110円（100円）
境界層該当	110円（100円）	110円（100円）	110円（100円）

- ・（ ）内は2024年5月31日までの金額です。
- ・居住費は従来通り
- ・境界層該当とは、減額されたとすれば生活保護を必要としない状態になる方。
- ・「低所得1、2の方」「低所得2で91日以上長期該当の方」は、認定証の提示、またはマイナンバーでのオンライン資格確認が必要になります。

今回の改定等でご質問がございましたら、医療福祉相談室へお問い合わせ下さい。

以上